

## 利用者負担額（保育料・延長保育料・給食費）について

### 1 保育料

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳クラスから小学校就学前の児童及び0～2歳クラスの住民税非課税世帯の児童は保育料の支払いが無くなりました。詳細については、ホームページ「[幼児教育・保育無償化のご案内](#)」（ホームページID→1038703）をご参照ください。

0～2歳クラスの住民税非課税世帯でない児童の保育料は、保護者（両親、祖父母、曾祖父母）の市町村民税所得割額によって以下のとおり決定します。

① 令和6年9月～令和7年8月の保育料 → 令和6年度市町村民税額に基づき決定

② 令和7年9月～令和8年8月の保育料 → 令和7年度市町村民税額に基づき決定

保育料額は4～5ページをご覧ください。

- 祖父母、曾祖父母と同居している方で、父母お二人とも総所得48万円以下（給与所得のみの場合は給与収入103万円以下）の場合は、家計の主宰者を祖父母、曾祖父母とみなし、祖父母、曾祖父母の収入を勘案して保育料を決定します（世帯分離していても同居していれば対象です）。
- 市町村民税所得割課税額は税額控除（寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除など）適用前の税額で算定します。
- 保育料は当該年度の前年度の3月31日の児童の満年齢によって決定します。（年度途中で誕生日を迎えても変更になりません。）
- 転入の方は個人番号（マイナンバー）を用いて、1月1日に在住していた市町村から市町村民税額関係情報を取得し、決定します。ただし、未申告などにより個人番号を用いた保育料決定ができない場合は、税申告や課税証明書の提出を求められることがあります。
- 1月1日時点の住所地が海外の方は市町村民税の課税はありませんが、海外で得た収入も含めて1年間の市町村民税額を推定して算定します。該当する場合は「海外所得にかかる証明書兼申立書」に必要書類を添付し、保育事業課までご提出ください。用紙は保育事業課又はホームページにあります。
- 保育料は、月の初日に在籍していれば、欠席しても1か月分の保育料が必要です。ただし、児童の負傷や疾病で連続して28日以上長期欠席するときや産休明け保育のため途中から入所したときは保育料を日割りで減額します。
- 結婚・離婚や・生活保護の受給開始・廃止が生じたとき、障害者手帳の交付を受けたときは、保育料が変更となる可能性がありますので速やかに保育事業課までご連絡ください。
- 税額のわかる資料を提出いただけない場合は最高階層の保育料となりますのでご注意ください。

## 2 延長保育料（2・3号認定）

送迎の時間によって、通常の保育時間を超えて保育施設を利用する場合は以下のとおり、延長保育料がかかります。

### 0～2歳児クラスの延長保育料

※月額保育料は4～5ページの金額

○認可保育所（いずれも100円未満切り捨て）

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	7時00分～ 8時29分	保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額 （実質、保育標準時間の保育料となる）
	16時31分～18時15分	
	18時16分～19時00分	月額保育料（保育標準時間）の8%
	18時16分～20時00分	月額保育料（保育標準時間）の19%
保育標準時間	18時16分～19時00分	月額保育料（保育標準時間）の8%
	18時16分～20時00分	月額保育料（保育標準時間）の19%

○私立認定こども園・小規模保育事業所（いずれも100円未満切り捨て）

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	各施設が定める短時間の時間帯を超える場合 ・めぐみ学園幼稚園を除く施設 7時00分～8時29分 16時31分～18時00分 ・めぐみ学園幼稚園 15時01分～18時00分	保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額 （実質、保育標準時間の保育料となる）
	18時01分～19時00分	
	18時01分～19時00分	月額保育料（保育標準時間）の9%
	保育標準時間	18時01分～19時00分

### 3～5歳児クラスの延長保育料

○認可保育所

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	7時00分～ 8時29分	0円
	16時31分～18時15分	
保育短時間	18時16分～19時00分	一律4,000円（減免あり）
保育標準時間	18時16分～20時00分	一律8,000円（減免あり）

※ 延長保育料の減免について

無料となる方	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、第3子以降（多子カウントは保育料算定時と同様）の方
半額となる方	市町村民税所得割課税額（税額控除※1適用前の税額）が57,700円未満（特例世帯※2は77,101円未満）の世帯 ※1 寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除などのこと ※2 ひとり親世帯や同一世帯に障害者手帳などの交付を受けた人がいる世帯のこと

○私立認定こども園

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	各施設が定める短時間の時間帯を超える場合 ・めぐみ学園幼稚園を除く施設 7時00分～8時29分 16時31分～18時00分 ・めぐみ学園幼稚園 15時01分～18時00分	施設の定める額
保育短時間 保育標準時間	18時01分～19時00分	

※ 私立認定こども園の延長保育料減免可否については、事前に各施設にお問い合わせください。

3 給食費（主食費・副食費）

3歳児以上の児童に提供する給食費です。ご飯・パン等の主食費とおかず代等の副食費があります。

公立保育所の主食費は月額1,000円、副食費（※免除制度あり）は月額4,500円です。

公立保育所以外の保育施設はそれぞれの施設が料金を決めています。

※以下に該当する方については、**副食費が免除**されます（全ての施設が対象です）。



- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯
- ・市町村民税所得割課税額（税額控除※1適用前の税額）が57,700円未満（特例世帯※2や1号認定児童は77,101円未満）の世帯
- ・第3子以降※3

※1 寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除などのこと

※2 ひとり親世帯や同一世帯に障害者手帳などの交付を受けた人がいる世帯のこと

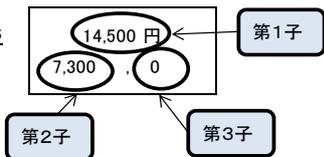
※3 市町村民税所得割課税額（税額控除適用前の税額）が57,700円以上（特例世帯や1号認定児童は77,101円以上）の世帯で、下記の対象施設を入所または利用している同一世帯の児童の中で年齢が高い順から第何子かを数えます。この取り扱いを受けるためには兄弟姉妹が対象施設（★）に入所または利用している証明が必要になります（在園証明書様式は市内各保育施設に備え置いています）。

★対象施設…認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業、企業主導型保育事業、小学校3年生まで（1号認定のみの対象）

保育認定(2・3号認定)の月額保育料

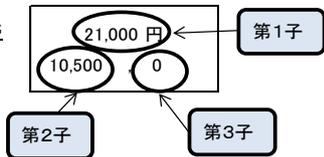
保育認定(2・3号認定)の保育料表の見方 この表において保育料の欄に定める年齢は、当該年度の前年度末日における年齢とします。

表の多子区分が①の世帯



児童が2人以上いる場合  
保護者と生計を一にし、保護者に監護される者、監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く)の中で年齢が高い順から第何子かを数えます。

表の多子区分が②の世帯



児童が2人以上いる場合  
対象施設(※1)を入所または利用している同一世帯の児童の中で年齢の高い順から第何子かを数えます。この取り扱いを受けるためには兄弟姉妹が対象施設に入所または利用している証明が必要になります(※2)。

※1 認可保育所(園)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児、短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業施設、企業主導型保育事業  
※2 市内各保育施設に在園証明書様式を備え置いています。

◇特例世帯以外の保育料

多子区分	区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
①	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
	B1	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
	D1	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む)  ※課税額を算定する際の 税額控除について、 調整控除以外は適用し ない。(住宅取得控除や 寄附金控除などは適用 外。)	48,600円未満	14,500円 7,300円, 0円	0円	14,200円 7,100円, 0円
D2	48,600円以上 57,700円未満		21,000円 10,500円, 0円	0円	20,600円 10,300円, 0円	0円
	57,700円以上 72,800円未満		21,000円 10,500円, 0円	0円	20,600円 10,300円, 0円	0円
D3	72,800円以上 97,000円未満		25,500円 12,800円, 0円	0円	25,000円 12,500円, 0円	0円
D4	97,000円以上 133,000円未満		33,300円 16,700円, 0円	0円	32,700円 16,400円, 0円	0円
D5	133,000円以上 169,000円未満		40,600円 20,300円, 0円	0円	39,900円 20,000円, 0円	0円
D6	169,000円以上 213,000円未満		50,200円 25,100円, 0円	0円	49,300円 24,700円, 0円	0円
D7	213,000円以上 257,000円未満		56,000円 28,000円, 0円	0円	55,000円 27,500円, 0円	0円
D8	257,000円以上 301,000円未満		60,400円 30,200円, 0円	0円	59,300円 29,700円, 0円	0円
D9	301,000円以上 349,000円未満		73,000円 36,500円, 0円	0円	71,700円 35,900円, 0円	0円
D10	349,000円以上 397,000円未満		80,000円 40,000円, 0円	0円	78,600円 39,300円, 0円	0円
D11	397,000円以上	92,000円 46,000円, 0円	0円	90,400円 45,200円, 0円	0円	

## ◇特例世帯の保育料

★ 特例世帯とは、次のア～エいずれかに該当する世帯を言います。

- ア 母子家庭または父子家庭である
- イ 同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる
- ウ 同一世帯に特別児童扶養手当支給対象児童がいる
- エ 同一世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいる

※上記のうち、イに該当する方は各種手帳の写し、ウに該当する方は特別児童扶養手当証書の写し、エに該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。

多子区分	区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
①	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
	B0	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
	D1	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む)  ※課税額を算定する際の 税額控除について、 調整控除以外は適用し ない。(住宅取得控除や 寄附金控除などは適用 外。)	48,600円未満	7,300円 0,000	0円	7,100円 0,000	0円
	D2		48,600円以上 72,800円未満	9,000円 0,000	0円	9,000円 0,000	0円
	D3		72,800円以上 77,101円未満	9,000円 0,000	0円	9,000円 0,000	0円
D3	77,101円以上 97,000円未満		25,500円 12,800,000	0円	25,000円 12,500,000	0円	
D4	97,000円以上 133,000円未満		33,300円 16,700,000	0円	32,700円 16,400,000	0円	
D5	133,000円以上 169,000円未満		40,600円 20,300,000	0円	39,900円 20,000,000	0円	
D6	169,000円以上 213,000円未満		50,200円 25,100,000	0円	49,300円 24,700,000	0円	
D7	213,000円以上 257,000円未満		56,000円 28,000,000	0円	55,000円 27,500,000	0円	
D8	257,000円以上 301,000円未満		60,400円 30,200,000	0円	59,300円 29,700,000	0円	
D9	301,000円以上 349,000円未満		73,000円 36,500,000	0円	71,700円 35,900,000	0円	
D10	349,000円以上 397,000円未満		80,000円 40,000,000	0円	78,600円 39,300,000	0円	
D11	397,000円以上	92,000円 46,000,000	0円	90,400円 45,200,000	0円		

## 納付書が同封されている方へ（保育所のみ対象）

お子様の保育料の納付につきまして、口座振替登録をされていない方は同封されている納付書でのお支払いをお願いいたします。なお、口座振替登録を行うと、毎月金融機関等に出向く必要がありませんのでぜひご検討ください。登録に必要な「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は各保育所及び市役所保育事業課に備え置いています。必要事項をご記入の上、金融機関の窓口へご提出ください。

口座振替の手続きがお済みの場合でも、手続きのタイミングによっては直近の保育料の引き落としに間に合わない場合があります。その場合もお手数ですが納付書でのお支払いをお願いいたします。引き落としが開始されると口座登録完了の通知を当課より送付いたします。

